



呉市立学校における教育活動の全面再開と 夏季休業期間中における授業の実施について

呉市立学校は6月1日（月）から、「学校の新しい生活様式」により教育活動を全面再開します。

学校再開に当たり、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る呉市教育委員会の基本的な考え方について」を決定しました。

このことについては、令和2年5月22日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」（以下、「マニュアル」という。）を踏まえ、広島県教育委員会の通知や呉市保健所の助言を受けて、とりまとめたものです。

また、児童生徒の学びを保障するため、夏季休業日を変更し、授業を行います。

1 全面再開する主な理由

- (1) 令和2年5月22日、文部科学省により、学校の衛生管理の観点から、マニュアルが作成され、学校の行動基準が示された。
- (2) 広島県は、マニュアルの行動基準について、県の専門家の意見を踏まえ、「レベル1」が相当であると判断している。
- (3) 呉市において、4月18日に感染症患者が発生して以降、新たな感染者が確認されていない。

2 学校再開に向けた留意事項

- (1) 「学校の新しい生活様式」を踏まえ、手洗いや咳エチケット、児童生徒の距離を適切に保つなど、基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 給食は、6月1日（月）から開始する。
- (3) 臨時休業中の登校日は、授業に含めないこととしていたが、学校再開後は、授業日とし、出欠を記録する。

なお、感染の可能性等を理由に、保護者から学校を休ませたいと相談された場合、保護者の相談が合理的な理由であると校長が判断する場合には、特別欠席の措置を行う。

- (4) 進路の指導の配慮が必要な最終学年の児童生徒が優先的に学習活動に取り組む。
- (5) 児童生徒の健康の保持や心のケア、居場所づくりについて工夫をする。
- (6) 部活動の実施については、当面（6月中）、生徒の体調面を勘案して、土曜日及び日曜日を休養日とし、1日の活動時間は放課後2時間以内で、可能な限り感染症対策を行い、適切に活動する。

【部活動開始日】 中学校：6月8日（月）、高等学校：6月1日（月）

- (7) 学校施設の目的外使用は、6月8日（月）から可能とする。

3 夏季休業期間中における授業の実施期間

(1) 小・中学校

次の期間（週休日、休日を除く）、給食を実施し、原則6時間授業を行う。ただし、小学校では、イの期間は給食を実施せず、原則3～4時間授業とする。

ア 7月21日（火）～8月7日（金）

イ 8月20日（木）～8月31日（月）

(2) 高等学校

次の期間（週休日、休日を除く）、授業を行う。

ア 7月21日（火）～7月31日（金）

イ 8月21日（金）～8月31日（月）

上記の必要な情報については、呉市教育委員会ホームページ、学校だより、各学校のホームページ、メール配信等で、保護者に周知する。

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
呉市教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保する。
 - 2 学校は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、呉市教育委員会を通じて保健所と連携し、学校医と相談して、学校の全部又は一部(学級閉鎖又は学年閉鎖)の2週間の臨時休業を検討する。なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
 - 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。
- ※ なお、呉市立小・中・高等学校においては6月1日(月)から、「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)による全面再開とする。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～（2020.5.22Ver.1）」 文部科学省

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
2. 地域ごとの行動基準 より

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・ **生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域**
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・ **生活圏内の状況が、**
① **「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域** (特定(警戒)
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24
条第9項に基づく協力要請を実施する地域) 及び

② **「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間
注意を要する地域**

「レベル1」・ **生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の
うち、レベル2にあたらないもの** (新規感染者が一定程度確認されるもの
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏
まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3
章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リ
スクの高い活動を停止する」となる。